

2 法人市民税

- (1) 令和2年改正条例(令和2年太田市条例第23号)の一部改正で、法令の改正に伴う項ずれを反映したものです。

3 軽自動車税

- (1) 環境性能割の税率(第81条の4)

新たな令和12年度(2030年度)燃費基準の下で、税率の適用区分の見直しなど所要の措置を講じたものです。

【現行(令和元・2年度)】			【改正案(令和3・4年度)】		
区分		税率	区分		税率
電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車・プラグインハイブリッド車・クリーンディーゼル車		非課税	電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車・プラグインハイブリッド車		非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車	2020年度基準 +20%達成		ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車 クリーンディーゼル車	2030年度基準 85%達成	
	2020年度基準 +10%達成			2030年度基準 75%達成	
	2020年度基準 達成	1%	2030年度基準 60%達成	1%	
上記以外		2%	上記以外 又は2020年度基準未達成車		2%

※ クリーンディーゼル車については、2年間の激減緩和措置を設けます。

- (2) 環境性能割の非課税(附則第15条の2)

環境性能割を非課税とし、又は税率を1%分軽減する臨時的軽減(自家用自動車に限る。)について、現行は、令和元年10月1日から令和3年3月31までに取得したものを対象としているところ、適用期間を9か月延長し、「令和3年12月31日」までに取得したものを対象としたものです。

区分	税率(本来)	臨時的軽減
上記(1)の表に同じ	非課税	非課税
	1%	
	2%	1%

- (3) 環境性能割の賦課徴収の特例(附則第15条の2の3)

環境性能割の税率区分の見直しに係る法改正に伴う規定の整備を行ったものです。

- (4) 種別割の税率の特例(附則第16条)

一定の基準に該当する場合に、取得の翌年度分のみ対象となる「種別割のグリーン化特例(軽課)」のうち、クリーンディーゼル車を対象から除き、自家用自動車以外の種別においても、重点化及び基準の切り替えを行った上で、この特例の期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとしたものです。

- (5) 種別割の賦課徴収の特例(附則第16条の2)

附則第16条の改正に伴う条文中の項ずれを反映したものです。

4 固定資産税関係

- (1) 課税標準の特例(附則第10条の2)

課税標準の特例の改正により生じた項ずれを反映したものです。

- (2) 土地の負担調整措置の継続(附則第11条から第13条)

令和3年度以降も現行制度を継続するため、年度を更新したものです。

(3) 土地の負担調整措置の特例(附則第12条及び第13条)

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和3年度において、負担調整措置により税額が上昇する場合、課税標準額を前年度の額に据え置いたものです。

5 収納関係

- (1) 令和2年改正条例(令和2年太田市条例第23号)の一部改正で、法令の改正に伴う項ずれを反映したものです。

6 施行期日 令和3年4月1日

II 太田市都市計画税条例の一部を改正する条例

1 都市計画税関係

- (1) 課税標準の特例(附則第4項、第5項及び第16項)

課税標準の特例の改正により生じた項ずれを反映したものです。

- (2) 土地の負担調整措置の継続(附則第7項から第12項)

令和3年度以降も現行制度を継続するため、年度を更新したものです。

- (3) 土地の負担調整措置の特例(附則第7項及び第12項)

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和3年度において、負担調整措置により税額が上昇する場合、課税標準額を前年度の額に据え置いたものです。

2 施行期日 令和3年4月1日

III その他

令和3年5月臨時会に議案を提出します。

* 問い合わせ先 総務部 市民税課 諸税係 内線2391 ダイヤルイン47-1931
資産税課 管理・償却資産係 内線2361 ダイヤルイン47-1933
収納課 管理係 内線2374 ダイヤルイン47-1936

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期【 1.庁議後 】

総務部長 氏名 高島 賢二 内線 (TEL) 2300



【 表 題 】

令和3年度太田市一般会計補正予算（第1号）についての専決処分について

【 目 的 】

市内の企業主導型保育施設従事者を支援するための慰労金と、低所得のひとり親世帯に対する支援のための子育て世帯生活支援特別給付金給付事業にかかる経費と、市内事業所等におけるPCR検査支援のための新型コロナウイルス感染症拡大防止事業にかかる経費等をあわせて予算計上し、本年度一般会計補正予算（第1号）を専決処分したことについて報告するものです。

【 概 要 】

1 補正額 191,074千円 補正後予算額 84,391,074千円

【歳入】 *すべて国庫補助金で一般財源の追加なし

15款2項1目1節14細節

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 56,500千円

15款2項2目2節25細節

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費交付金（ひとり親世帯） 129,450千円

15款2項2目2節26細節

子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費交付金（ひとり親世帯） 5,124千円

【歳出】

3款2項1目

教育・保育施設従事者等慰労金 1,500千円

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯） 134,574千円

4款1項4目

各種業務委託料（新型コロナウイルス感染症拡大防止事業） 55,000千円

2 専決処分日（補正予算配当日） 令和3年4月12日

3 根拠法令

- ・地方自治法第180条第1項
- ・市長において専決処分することができる事項の指定について（平成21年3月19日議決）第2項

【 備 考 】

* 問い合わせ先 総務部 財政課 財政係 内線 2334 47-1816ダイヤル